

倫理的配慮チェックリスト（2023年12月版）
（所属機関等の倫理審査委員会の承認を得ていない場合）

研究の実施に際して、所属機関の倫理審査委員会の承認を得ていない場合には、論文投稿の際に電子投稿システム上で以下の各項目に回答する必要があります。

1. 研究の実施に際して、「[一般社団法人日本発達心理学会 倫理綱領](#)」に則った倫理的配慮に留意した。加えて、所属機関の倫理規定がある場合には、それに従って研究を実施した。
 はい
 いいえ
2. 倫理審査委員会の承認を得ていない理由
 匿名化された既存資料のみを用いた研究であるため →回答終了
 所属機関に倫理審査委員会がなかったため
 倫理審査の対象とならなかったため 理由（ ）
 当初、研究ではなく実践として行われた活動に関する報告であるため（症例報告、保育・教育実践報告など）
※実践として行われた活動であっても、身体的・精神的な苦痛をとまなうおそれのある活動や、通常の実践の範疇を越えた研究としての意味合いが強い活動は該当しません（例：統制群を設定した研究、実践に直接関係しない指標の測定を実施した研究）
 その他（ ）
3. 研究の「実施」に際して、研究対象者（や保護者等）に行った説明と同意の手続きを本文に記載した。その際、研究対象者（や保護者等）が自らの意思で研究への協力を拒否または中断できること、また、その場合も何ら不利益を受けないことを保証した。
 はい
 いいえ
4. 項目3に「いいえ」の場合、その理由
 当初、研究ではなく実践として行われた活動に関する報告であるため（症例報告、保育・教育実践報告など）
 その他（ ）
5. 研究成果の「公表」について、研究対象者（や保護者等）からの同意を得たことを本文中に記載した。その際、研究対象者（や保護者等）が自らの意思で研究への協力を拒否または中断できること、また、その場合も何ら不利益を受けないことを保証した。
 はい
 いいえ

6. 項目5に「いいえ」の場合、質的なデータ※1を含まず、かつ、オプトアウト※2を取っている。

はい

いいえ

※1 「発達心理学研究」の「投稿に関する案内」ページ、[倫理的配慮 Q&A](#)のQ3とQ4を参照

※2 同上、[倫理的配慮 Q&A](#)のQ4を参照

7. 研究成果の「公表」について、研究責任者の研究実施時※3の所属機関または部局の長の承認を得たことを本文中に記載した。

はい

いいえ（その理由： _____）

※3 研究実施時の所属機関または部局の長による承認がとれない場合、現在の所属機関または部局の長による承認でも可とする。ただし、なぜ承認がとれないか、その理由を記載すること。

8. 所属機関以外の機関（学校、施設など）の協力のもとに行われた研究である場合、研究成果の「公表」について、研究協力機関に説明し、同意を得たことを本文中に記載した。

はい

いいえ

該当しない

9. 研究対象者の心身の安全の確保や人権の尊重のためにどのような倫理的配慮を行ったかを本文中に記載した。

はい

いいえ

10. 研究によって知りえた個人情報は、関係者や外部に漏洩することがないように厳重に保護・管理した（または、保護・管理している）。

はい

いいえ

11. 論文原稿において、研究対象者や周囲の人々、あるいは団体・組織名が特定できる情報は匿名化するなど、プライバシーに十分配慮した。

はい

いいえ

以上、申告いたします。

（研究責任者の会員番号と名前）

【受稿可否判断の流れ図】

